

第15回石巻市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成25年12月13日(金) 午後2時～午後3時40分
- 2 場 所 石巻市役所 4階 庁議室
- 3 出席者 委員15名中 本人出席12名、代理出席1名
 - 1号委員 浅野 亨委員、高橋 長一郎委員、大坂 良宏委員、大沼 正寛委員
 - 2号委員 安倍 太郎委員、阿部 純孝委員、大森 秀一委員
 - 3号委員 佐藤 克英委員、菅原 敬二委員、手島 俊明委員(石巻警察署長代理)
寶 鈴子委員、阿部 聡史委員、佐藤 哲美委員事務局 笹野副市長
土井建設部長、宮本建設部次長、菅原建設部次長、今野都市計画課長、門間
下水道建設課長、木村区画整理第2課長、畠山都市計画課長補佐、関口下水
道建設課長補佐、志村都市計画課技術主幹
傍聴者 なし
- 4 議 題
 - 第76号議案 石巻広域都市計画公園の変更(石巻市決定)
2・2・33号 明神町一丁目公園
 - 第77号議案 石巻広域都市計画下水道の変更について(石巻市決定)
石巻市流域関連公共下水道
 - 第78号議案 石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道の変更について(石巻市決定)
石巻市東部流域関連公共下水道
- 5 議事の概要
 - 第76号議案 石巻広域都市計画公園の変更(明神町一丁目公園)
賛成多数により原案のとおり承認された。
 - 第77号議案 石巻広域都市計画下水道の変更について(石巻市流域関連公共下水道)
賛成多数により原案のとおり承認された。
 - 第78号議案 石巻広域都市計画及び河北都市計画下水道の変更について(石巻市東部流域関連
公共下水道)
賛成多数により原案のとおり承認された。

6 会議経過

午後2時 開会

【司会】 それでは会議の開会にあたりまして、皆様方をお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。また、本日の次第の「3 報告」以降は事務局が行うものを除きまして、写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から第15回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日出席いただいております委員の方々は、15名中、13名本人出席、代理出席1名、合計14名となっております。過半数に達しておりますので、都市計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして本審議会は成立しております。なお、本人出席13名中、渡辺委員につきましてはただいま欠席の状態となっております。それにしても、過半数を占めておりますので成立しておりますことを報告申し上げます。

それでは次に笹野副市長からのごあいさつをはじめに申し上げます。

【笹野副市長】 第15回の審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は本当に年末の慌ただしい時期であるにもかかわらず、皆様にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、復興事業、着々と動いておりますけれども、そういった都市行政を始めですね、市政の各般にわたりましてご理解とご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

そういった中、本日皆様方にご審議賜りますのはですね、本日は特に大きく2つのことがあります。実は区画整理に伴って公園を廃止させていただくような内容の議案これが1つ、もう1つが石巻の場合、本当に大きな課題でございますけれども、震災によりまして特に大きな課題になりました地盤沈下、これに伴いまして雨水の排除を行うためのポンプ場の新設等ですね、そういったことを含めた下水道事業関係の変更といった大きくは2つの内容になるかと思えます。

前回同様、専門的な見地から、あるいは市民の皆様が目線ですね、忌憚なくご議論を、ご審議を賜りたいと存じます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 それでは次に本日の資料を確認させていただきます。本日の資料は、事前にお配りいたしております議案書、それから諮問書の写しの2種類でございます。お持ちでない方はおられますでしょうか。

それでは大坂会長、本日の議事の進行の方をよろしくお願いいたします。

【大坂会長】 皆様、師走のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。前回の審議会の最後にですね、委員からご提案がございまして、事前にですね、勉強会をしたらどうかというようなご提案がございました。それに従いまして、任意の会ではございましたが、11月28日に午

前 11 時からですね、今日議題にあがるであろう所を視察し、その後いろいろ事前に情報をいただき勉強会させていただいたところでございます。

そのような事前の準備がございましたので、なお一層ですね、本日は活発なご議論いただければというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速審議に移りたいと思ひます。議事を始めたいと思ひます。もし、傍聴の方がおいででしたらなんですが、あらかじめお配りいたしました注意事項をお守りいただき、審議の秩序の維持にご協力をお願ひしたいと思ひます。

それでは議事に入る前に報告がござひます。第 14 回石巻市都市計画審議会議案の処理について、事務局より報告お願ひいたします。

【今野都市計画課長】 はい、都市計画課長の今野でございます。私の方から、前回の第 14 回都市計画審議会議案の処理結果につきましてご報告をさせていただきます。

議案書次第の次のページ、右上に報告と書かれてある資料をお開き頂きたいと思ひます。

第 14 回都市計画審議会は、10 月 3 日に開催してござひます。第 71 号議案から第 75 号議案の 5 議案についてご審議をいただきまして、処理結果につきましては表の右側の欄に記載してござひます。

第 71 号議案につきましては、須江地区の一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定についてでございますが、10 月 22 日付け決定の告示を行っているところでございます。

第 72 号議案と第 73 号議案の中央一丁目 14 番・15 番地区の高度利用地区の追加及び第一種市街地再開発事業の決定につきましては、10 月 25 日付け決定告示でございます。

第 74 号議案の都市計画道路御所入長浜線の変更につきましては、10 月 16 日付、第 75 号議案の新蛇田南第二地区の被災市街地復興土地区画整理事業の決定については、10 月 22 日付けの決定告示となっております。報告事項につきましては以上でございます。

【大坂会長】 ありがとうございます。委員の皆様方から何かござひますか。はい。

【寶委員】 お伺ひしたいことがあったのですが、第 75 号議案で新蛇田南地区の土地区画整理事業の時に、南浜町や門脇町の人たちが戻ってきたときに、文化センターと同じような施設を建てたいということで区画整理をするっていうようなお話だったと思うのですが、南浜とか門脇の人たちがその地区にどのくらい戻ってくるという予定なのかということをお話いただければと思ひます。締め切ったと思ひますので。

【大坂会長】 以前の議題でござひまして、本日の議事に関係もしかしたらないのかもしれないのですが、事務局の方で、もしこれにご回答いただけるようであればお願ひしたいと思ひます。はい。

【笹野副市長】 ご質問頂いた件なんですけれども、いま精査中でしてですね、いま私も持っていないのですが、南浜の方が何人、門脇の方が何人というのは分からないんです。私の頭の中でお答え

できることを申し上げますと、先月末までにご案内の防集の宅地の登録、防集事業のですね、それから公営住宅、どちらにお住まいになりたいですかという事前登録の申し込みをいただきました。

ざっくり申しますと、旧市内の方は四千、四千十何件だったと思いますが、約四千人を超える数ですね、公営住宅を申込みになっておりまして、それは市内の公営住宅も数十か所ありますので、今どの公営住宅のどこに何倍の確率でというのを、1件1件お調べして精査をしてございます。

ですので、今おそらく蛇田のどこの十何個建てる団地のどれに申し込みがきていてっていう数字はいま精査されてはおりません。ちょっと時間をいただいて抽選をして、抽選をするところまでは急ぎたいと思っております。

宅地の登録はですね、蛇田、渡波、そしてあけぼの、5か所ご要望を承っております、確か800を超える数ですね、申し込みをいただいたんです。ざっとですね、すいません、728のお申し込みをいただいて、あけぼのはたしか50くらい、蛇田がたしか合わせて600を超える数、残りが渡波、ちょっといい加減な答えですけどそんなような状況でございまして、その600の中の例えば蛇田600だった場合に、南浜か門脇かっていうのはですね、実は1件1件ですね、みなさんのご住所を確認する作業を急いでおりまして、ちょっと今手元にございませぬのでお許しを願いたいと存じます。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。

【寶委員】 今日の議題にも関係して、ポンプ場を設置するところの地区にどのくらいの人に戻ってくるのかなっていうことを考える前の段階として、その南浜、門脇の人たちがどのくらい戻ってくる気があるんだろうかなっていうことを聞いておかないと、これからの石巻全体の人の数というかそういったところをお聞きしたいと思ったんです。

新聞で見たところ、蛇田南地区は供給予定が420に対して申込みが117で、残りが303って新聞に書いてあったんです。ということは、戻ってくる人がすごく少ないのかな、というような感覚を持ったものですからお伺いしたかったんです。どうもありがとうございました。

【大坂会長】 はい。

【笹野副市長】 ありがとうございます。そのようなご指摘、ご議論いただけることに感謝いたします。私、一つ大事なことを申し忘れまして、まだ4,000を超える世帯の方がどういうふうにも再建しようかということを確認にされておられないと、そこをご理解いただきたいと思います。ですので、これを1件1件ですね、電話なのか訪問なのかわかりませんが、いずれにしても人海戦術をとって確認をさせていただいて、その方々の再建の方法がわからない限り、土地を買えるとか買えないとかそういうことは私どもの立場では申し上げられないということをご理解願いたいと存じます。そういった方の意向を無視してですね、この土地をあげるとか、別利用するとか、そういった強引なことは、私どもは出来ない立場でございまして。

あと、さらに言えばですね、高盛土道路でありますとか、堤防であるとか、色々な形でさらにさらに住宅のご移転をお願いするとか、そういった方々も出てくることも考えますと、私どもとしてはですね、確かに申込みの件数に対して用意した数に対する申込みの数はおっしゃるとおりなんですけど、それで終わりってことではなくて、まだまだ私どもとしては五合目なのか四合目というところを登っているという認識でございますので、ご理解願いたいと存じます。

【大坂会長】 はい、いかがでございましょうか。

【寶委員】 いつごろまでに分かるような感じなんですか。予想的に。

【笹野副市長】 ちょっとわからないですね、もうおひとりおひとり資料をちょっとひっくり返していますので、さらに4,000件もあるとなると数か月はかかると思います。

【寶委員】 そうですよ。

【笹野副市長】 ご連絡が取れない方もいらっしゃるかと思いますので、ちょっとすみません、今私ここでひと月で終わるといっても多分そうじゃないと思うので、ちょっとわかりません。我々精一杯頑張りますので、いつまでということは今、やり方も含めて考えておりますので、お答えできないことをお許してください。

【寶委員】 はい、お疲れ様です。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。委員のご懸念もございまして、市の方も一生懸命やっつけていかれるということでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何かございましたらお出しただければと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思ひます。それでは議事に入りたくと思ひます。第76号議案 石巻広域都市計画公園の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

【今野都市計画課長】 はい、都市計画課長の今野でございまして。議案説明の前にですね、議案資料に誤りがございましたので訂正の方をお願いしたいと思ひます。

まず資料の3ページをお開き頂きたいと思ひますが、総括図でございまして。その総括図の上ですね、3・3・22号明神町一丁目公園と書いてございましてけれども、この番号をですね2・2・33号の誤りでございまして、訂正をお願いしたいと思ひます。それから図面中央のですね、吹き出しの部分あるんですが、これについても同様にですね、2・2・33号というふうに訂正をお願いしたいと思ひます。

続いて、資料の4ページ計画図がございましてけれども、こちらについても同様にですね、計画図と書いてある部分の上の表示について2・2・33号というふうに訂正方をお願いいたします。図中の、図面の方については正しい番号で書いてございまして。

続いて資料の5ページでございましてけれども、字界図でございまして。これも同様にですね、2・2・33号というふうに訂正方をお願い申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、第76号議案石巻広域都市計画公園の変更 2・2・33号明神町一丁目公園の廃止についてご説明をいたします。説明の方、大変恐縮ではございますが着座にて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず始めに本公園の成り立ちについて簡単にご説明をしたいと思います。明神町一丁目公園は、平成2年2月22日に都市計画決定をされておりまして、整備を進めたのちにですね、平成4年2月12日に街区公園として供用を開始しており、周辺の子供たちが安心して遊ぶことのできる場所として利用されてまいりました。

しかしながら、東日本大震災により本公園も壊滅的な被害を受けまして、これまで利用休止としていたところでございます。

また、この明神町一丁目公園を含んだ地区におきましては、湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業を実施することとされておりまして、本年2月19日に都市計画決定、9月19日に宮城県より事業認可をうけて、現在は来年3月の仮換地指定に向けてその作業を進めているところでございます。

そこで今回、この土地区画整理事業との整合性をはかるため、従前より都市計画決定をされていた明神町一丁目公園を廃止するものでございます。

それでは議案書の1ページをお開き願います。ページ数につきましては右下に振ってございます。第76号議案 石巻広域都市計画公園の変更(石巻市決定)についてご説明をいたします。

都市計画公園2・2・33号明神町一丁目公園を廃止するというものでございます。

まず位置についてご確認いただきますので、3ページ総括図をお開き願いたいと思います。図に示す通り JR 石巻駅の南東約2.5キロメートル、図中の黄色で着色された部分が明神町一丁目公園でございます。

次に4ページをお開き願います。計画図でございます。廃止する公園の区域を黄色で着色してございます。面積が約0.25haでございます。

また2ページと5ページにつきましては、公園の区域の字名について記した参考図書ということになりますのでご確認をいただきたいと思います。

それでは、廃止理由についてご説明いたしますので、1ページにお戻りいただきたいと思います。理由といたしましては、本公園を含む湊東地区におきましては、東日本大震災により被害を受けたものの、被災者の早期住宅再建のために安心快適な都市基盤の整った市街地形成を図るため、石巻市湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業を進めているところでございます。

今回、当該土地区画整理事業の事業計画が決定され、その事業計画における公共施設整備計画によって、地区内に5か所9,000平方メートルの公園が、計画的に配置されることになりましたことから、今回都市計画公園を廃止するものでございます。

なお本公園の区域につきましては、土地区画整理事業におきまして、石巻市の学校給食センター用地として予定されているところでございます。

また、ただいまご説明させていただきました本議案につきましては、平成 25 年 11 月 18 日から 12 月 2 日までの 2 週間、案の縦覧を行いました。縦覧者は 2 名、意見書の提出はございませんでした。説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。ただいま第 76 号議案について事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございますでしょうか。

【寶委員】 すみません、いつも言いたしっぺで。湊中学校のそばの公園なんですけども、湊中学校は今度の 4 月から戻ってくるんですよね。そして、直接はその公園とは関係のない話なのかもしれませんが、そこに子どもたちが戻ってくるんですが、工事をしたりする車両とかがたくさん行ったり来たりするだろうなということと、それから湊小学校の先生に電話をして聞いてみたら、工事の人たちが、つまり知らない人たちが周りにいっぱいいるために、防犯上心配だというふうなお話がありました。見に行ったときに草丈がすごく伸びていて、人が隠れてもわからないような状態でしたし、なんか湊中のフェンスが倒れ掛かっているなんていうのも言われたんですけども、そういうふうな工事上の、議案についてはそんなに反対ではないんですけども、工事上の注意、安全対策に関することを教えていただければと思います。

【大坂会長】 はい、事務局の方・・・

【寶委員】 ごめんなさい。

【大坂会長】 いえいえ、よろしいんです。疑問に思われたことはどんどん出していただかないと、これに付随した直接関係はなくてもですね、これを進めるにあたり様々な、場合によっては影響があるかもしれませんので、疑問に思われたことは出していただいてよろしいんですけども、事務局の方で、もし今のご質問に対して何か準備はないかと思っておりますけども。

はい、よろしくお願いたします。

【木村区画整理第 2 課長】 区画整理第 2 課の木村と申します。ここの公園を含む、湊中学校も含んで区画整理事業というものを進めてございます。おかげさまで 9 月 19 日に事業認可というものをいただきまして、今仮換地作業をいう、みなさんの土地をどこにどれだけの面積でお返ししますかねっていう作業をさせていただいております。

本格的な工事着工というのが、26 年の 4 月ぐらいになろうかと思っております。

区画整理事業だけの工事ではないかとは、お話しの中ではそういうふう感じてございますけれども、国の堤防工事でしたり、あるいは県の高盛土でしたり、いろんな工事が湊地区で今後増えていくことになろうかと思っております。

当然湊中学校も 26 年 4 月に開校してくるということも我々も承知してございますので、そのへ

ん各国なり県さんなり、そういったところとですね、事業調整等々進めさせていただいて、出来るだけ子どもたちの安全の確保というものには務めてまいりたいと考えておりますので、その辺ご理解いただければなと思います。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。他にございましたらお出しただければと思います。いかがでしょうか。はい。

【大沼委員】 一応確認のためなんですけれども、場所的には低留地にある場所なので、念のためなんです海があるので、昔からある祠だとか、あるいは地域の方が何か思いを込めて敷設したような何か記念碑的なものがないかどうかだけ、これはまあ直接ではなんですけれども、仙台市内でですね、工事の方が馬頭観音とか色んな物を埋めてしまい大変粗末な扱いを受けているというのをよく見るんですね。これはやっぱり一言関係者の方に伝えるだけで違ってくると思うので、住んでいる方の記憶を残す意味で何か配慮があるのかどうかだけちょっと知っておきたいと思いました。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。

【木村区画整理第2課長】 湊東地区、中学校の周辺にはですね、そういったものがあるということは、ちょっと地元の方からは聞いてございません。

ただその隣接する湊西地区にはそういったものがございまして、できるだけ地元のみなさんとするね、そういったものがあるよという場合には、我々も情報交換させていただきまして、どういった形で残しましょうかということで、そういった相談の中で事業を進めて行きたいと考えております。よろしくをお願いします。

【大坂会長】 貴重なご意見ありがとうございます。他にございましたらお願いします。はい。

【阿部聡史委員】 今の大沼委員の意見に賛同する形になるんですけれども、この公園を廃止するっていう理由がここに書いてあるように早期住宅再建のため、あと安心快適な都市基盤の整った市街地形成を図るべくというのと、地区内の5か所の公園が計画的に配置されることとなったので、この公園を廃止するっていうことなんですけれども、ちょっとその廃止する理由としては具体的ではないとちょっと私は感じていて、それでこの公園を廃止するかどうかというのは非常にその判断しにくいと私は感じております。事前の勉強会では公園が計画的に配置されるということで、バランスよく敷地の中、街区の中でバランスよく公園を配置するというので、この公園がバランスから外れるというご判断だと思うんですけれども、まずそれで、そういう考え方でよろしいのかというのをちょっと確認させていただきたいんですが。

【大坂会長】 はい、今のご意見に対していかがでございましょうか。はい。

【都市計画課 志村】 都市計画課の志村と申します。公園の配置計画というのは、ある程度のバランスをもって、例えば街区公園であれば半径250メートルのあたりに1か所というのが基本的な考え方としてございます。

今回、湊東地区でこの明神町一丁目公園を含めまして、従前は公園が少なかったのですが、この区域全体で新たに街づくりをしていくというところですね、当然元々あった公園を使うという考えもごさいますが、委員ご指摘のような考え方もごさいますが、今回は湊東地区全体のバランスや誘致距離等を考えまして、あとは今後の土地利用、それらを総合的に考えますと、今回のこの公園については廃止をさせて頂いて他の場所に使用してもらいたいとうことごさいます。どうぞよろしくお願いたします。

【阿部委員】 ありがとうございます。バランスってことなんですけど、本議案に関してだけということではなくて、考え方として、やはり平成2年に公園というものが開設されて今まで20数年そこで子どもたちが遊んできたという事実があるんですけど、私の感覚ではやっぱり自分たちの住んできた場所が、公園というのがすごい思い出とか思い出がいっぱいあったりして、やっぱり純粋に良いまちづくりを考えていくというときは、やっぱりそういうものも残して、場所として残していくことが物理的ということよりも精神的な復興ということを考えていくときには、私はちょっと有効じゃないかなと考えていまして、できればそういうことも考えていただきながらバランスを考えると、土地利用のバランスを考えるっていうことも考えていってもらえればなと思います。

【大坂会長】 この件につきまして、もし事務局の方なにかございましたらお願いしたいのですが。

【今野都市計画課長】 委員ご指摘のご意見につきましては、今後の事業計画等で参考にさせていただきたいと思っております。

【大坂会長】 まちづくりという意味では、委員のご指摘は大変貴重な重要な意見だと思いますので、今回もございましたように、やはり進めるうえでの考え方ですね、ぜひそういったことも含めて今後進めていただければなと思っております。

いかかでしょうか。よろしいでしょうか。他に何かございましたら。

【佐藤哲美委員】 区画整理事業がですね、26年の4月から本格着手するということですけども、その区画整理事業というのが始まった時にですね、ここに大門町三丁目に人が住んでいると思いますが、そういった人たちと区画整理事業とのすり合わせといったものはどういったように進んでいるのでしょうか。

【木村区画整理第2課長】 今のお話はもう現地で再建されていてというご理解でよろしいのかなと思いますが、区画整理事業を立ち上げていく段階ですね、実際のこと言いますと平成24年度から地元のみなさんといろんな協議を進めさせていただいております。

その中でもですね、再建された方に関してはできるだけ早く街づくりをしてくださいというような要望がごさいますので、我々としてはその辺を配慮した形で進めていきたいと考えているところごさいます。

【佐藤哲美委員】 そうしますとですね、例えば公園の配置とかもそのまま着工した段階で色々計画

に齟齬がでてきたりしたときに計画を訂正する余裕とかあるんでしょうか。

【大坂会長】 事務局お願いいたします。

【木村区画整理第2課長】 先ほど、今年の9月に事業認可をいただきましたとお話をさせていただいております。みなさんのご意見を取り入れた形で計画案というものをご説明申し上げまして、これでいきましょうということになってございます。改めてそういったもので県知事の認可をいただいております。

今後具体的に土地の作業に入っていきますので、その際にはいろいろなご意見いただくことになるかと思っております。より丁寧に物事を進めたうえでより良い復興に向けた事業が完成すればと思っているところでございます。

【大坂会長】 いかかでしょうか、よろしいでしょうか。

【阿部純孝委員】 区画整理の話し合いはどの程度まで進められているのか、また減歩率はどのくらいになるのかお聞かせいただきたいと思っております。

【木村区画整理第2課長】 区画整理の説明としてはさきほどご説明した通り、平成24年から各地区の町内会の役員さんに一度集まっていたきまして色々協議させていただいております。

なお土地の地権者というみなさんは当然被災されておりまして様々な場所にいらっしゃるため、日々集まってもらうのは非常に困難でございますので、役員さんをベースにいろんな物事、これだったら良いんじゃないかというもので協議を重ねて、タイミングで全体、あるいは個別相談会という形で開催してございます。

今の事業計画上の減歩率というのはみなさんにご説明しているのは7%ということでご説明しております。ただ、区画整理事業、実際は個々の地権者によって減歩率は変わってきます。その変わってくる減歩率というのは、今の換地作業進めておりますけれども、それで今後はっきりしていくと、これからは丁寧に個人個人にひとりひとりあなたの土地はこういう面積でこの場所になりますというのをこれから進めてまいります。以上です。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。

【大森委員】 私は、圃場整備の換地委員長をやらせていただいたので、ただでさえ換地といった場合大騒ぎされますので、ましてや住宅の区画整理となれば、非常に、事業が始まる前に再建された方もいるわけですね、そういった場合もその人たちの所を減歩率7%ですけども、減歩率7%の代金を出さきゃいけない、そういったことがありますよね、そういった部分を十分理解もらえているのかどうか聞きたいんですけども。

【大坂会長】 はい、よろしく申し上げます。

【木村区画整理第2課長】 地区の減歩ということで皆さんに7%ということは説明させていただいております。農地であれ一人一人換地の減歩みたいな面積は違ってくるのはご承知のことかとは思

いますけども、これからそういった作業に入らせていただきます。

なお我々としてもできるだけ、皆さんの減歩の負担を軽くしていきたいと考えておりますので、決してゼロとういことは区画整理の性格上無理かとは思いますが、それに近づけるような努力をしていきたいと思っております。

特に現地再建された方々に対してもそういった配慮をしていきたいと思っております、ただ、その上で多少の負担をいただく場合は丁寧に、そのためにひとりひとり丁寧に説明してまいりたいということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

【大森委員】 一番は、現地再建されてある程度何%か負担してくださいとなると、ほんとに借金抱えての負担となってしまいますので、ほんとに丁寧に説明していただいて、よろしく願いいたします。

【大坂会長】 はい、よろしいでしょうか。他に何かございましたら。他にご質問等ないようですので、この辺でお諮りしたいと思いますがいかがでございましょうか。
よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

第 76 号議案石巻広域都市計画公園の変更について原案通り承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数により本案については原案の通り承認されました。ありがとうございます。

続きまして、第 77 号議案石巻広域都市計画下水道の変更について事務局より説明をお願いいたします。

【門間下水道建設課長】 下水道建設課の門間でございます。座って説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

議案説明に当たりまして、本日提案しております議案に関連する事項といたしまして、現在事業が行われている石巻市の公共下水道等に関しまして簡単にご説明いたします。

石巻市の公共下水道事業は、平成 17 年 4 月 1 日に行われた石巻市 1 市 6 町の合併により、流域関連公共下水道として北上川下流処理区域及び北上川東部処理区の 2 処理区、また単独公共下水道として飯野川処理区、雄勝処理区、北上処理区、鮎川処理区の 4 処理区、合計 6 処理区について事業認可をうけて事業を進めております。

旧北上川から西側にあたる石巻地区と河南地区および東松島市の 2 市で構成している処理区を北上川下流処理区として、宮城県が管理している石巻浄化センター、曾波神のところにある処理場なんですけど、こちらに流入して処理しております。

また旧北上川から東側の石巻地区、河北地区、桃生地区及び女川町の 1 市 1 町で構成している処

理区を、北上川下流東部処理区として、宮城県が管理しております日和山の、日和大橋のたもとにあります石巻市東部浄化センターの処理場に流入して処理しております。

単独で浄化センターを有する公共下水道としては飯野川処理区、北上処理区、鮎川処理区、雄勝処理区の4処理区となっております。

そのうち都市計画下水道として事業を行っている地区は、石巻地区の全部と河北地区、河南地区の一部でございます。平成24年度末現在の石巻公共下水道事業全体の整備状況ですけれども、汚水につきましては認可計画面積約3,210haのうち2,480ha、割合にして約77%を整備しており。その公共下水道処理人口につきましては90,844人で行政人口151,253人に対する普及率は60.1%となっております。

また雨水につきましては整備面積448.7ha、こちらについては約30%の整備率となっております。それでは第77号議案石巻広域都市計画下水道の変更についてご説明いたします。

第77号議案の石巻広域都市計画下水道、石巻市流域関連公共下水道は、北上川下流流域下水道の流域関連公共下水道として、石巻地区、河南地区ともに平成3年度に事業認可を受け事業に着手し、平成10年4月に一部供用開始をしております。

平成24年度末現在の石巻地区と河南地区を合わせた認可計画面積に対する整備率は、約73%となっております。

議案書の構成についてご説明いたします。6ページ目は今回変更いたします排水区域と理由について記載しております。7、8ページ目については参考資料を載せております。また9ページには総括図、10ページから12ページには、参考といたしまして一般図、計画図、字界等記載しておりますので併せてご説明させていただきます。

まず6ページをご覧くださいと思います。今回の変更は、2の排水区域の1汚水の面積、約2,101haを約2,120haに変更するものでございます。

次の7ページには、参考1といたしまして今回の変更を含めた計画決定全体の内容を記載しております。

続きまして、8ページの参考2には、都市計画を変更しようとする土地の区域の字名を記載しておりますのでご参照ください。

次に9ページの総括図をご覧くださいと思います。今回変更する区域を赤枠にて表示しております。河南須江地区のしらさぎ台の南側でして国道108号の南側になっております。

10ページになります。一般図として今回変更する区域の位置と面積を表示し、参考として下水の各種処理分区の面積対比も表示しております。

続きまして、11ページには計画図として、今回変更する区域の計画図を表示して、12ページには今回変更する区域の字界等を表示しております。

以上の変更理由についてご説明申し上げます。東日本大震災により被災した地域の復興として、石巻市須江地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定により新たな市街地の整備を行うことから、効率的な下水道整備をはかるため都市計画下水道を変更するものでございます。

なお平成 25 年 11 月 26 日から 12 月 9 日まで行った変更案の縦覧の結果、縦覧者はなく意見の提出もございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。これに対して、第 77 号議案についてご説明していただきましたけども、これについて何かご質問はございますでしょうか。

【大沼委員】 まだ着任して 2 回目ですので、もし既に都市計画審議会でお諮りになったかもしれませんが、下水処理施設そのものの能力と言いますか、機能というか、震災の時も一度ダメになってしまったと思いますが、その辺の能力の問題とか、どこまで大丈夫で、今回の区域が非常に広域なものですから、実は結構大変な施設なんじゃないかなと思ってですね、これに併せまして、そこに先ほど普及率の話がありましたけどもこれは限りなく 100 に近づけていくという考え方の基にあるものなのかどうかということを一つ簡単に教えていただきたいと思っております。

【大坂会長】 いかがでございましょうか、現状についてご説明、概要で結構ですのでよろしくお願いいたします。

【関口下水道建設課長技術補佐】 下水道建設課関口と申します。私の方から質問にございましたことについてご回答申し上げたいと思います。

まず、今回提案させていただきます処理場につきましては、場所が比較的内陸部で曾波神にございます。震災の影響当然ございましたけれども、現在は復旧して従来の機能を回復していると聞いてございます。被災当初につきましては、もちろん沿岸部から津波が入り込んでおりますので、その量が曾波神の処理場に入り込んだと聞いておりますが、現在は機能的には従前に戻っているというふうに聞いてございます。

あと総量につきましては、今回津波拠点として整備する箇所について発生する汚水についてはその処理場に受け入れていただくこととなりますが、管理しているところと協議いたしましてご了解をいただいているところでございます。以上でございます。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。今の説明に対して何かよろしいでしょうか。

【大沼委員】 普及率というのは、

【関口下水道建設課長技術補佐】 はい、申し訳ございません。普及率はですね、公共水域の保全のためにもですね、普及率をあげなければいけません、接続そのものにつきましては、みなさん土地を保有の方もしくは建物を保有の方にご同意をいただく必要がございます。

我々は、整備はいたしますけども、水洗化の普及につきましては、働きかけをして向上を目指していきたいというふうに考えてございます。

追加でご説明させていただきますが、現在は 60.1%の普及率になってございますが、もちろん 100%を目指してございまして、整備もそれに伴って、行っていかなくては行けませんのでその努力を続けてまいりたいと考えております。

【大坂会長】 いかがでしょうか。

【大沼委員】 すべてが近代的なインフラで処理するというので、それが一番安費なのか、今あるもので、現場で処理できるいわゆる浄化槽の未来形などもいろいろあると思うんです。

都市計画区域内ですから、もちろん基本だと思っんですけど、よく見るといろんな地形が入り組んでますし、もともといろんな湿地帯があるでしょうから、柔軟な石巻独自の広域になってしまったからこそ、いろんな能動的な公共下水道の方針というのがあった方がですね、近代化型だけで 100%にすればいいじゃんというものではないと僕は思っているんで、この辺は案件次第ではちょっとやりすぎじゃないか、無理じゃないかということがあろうかと思っておりますので、私の意見が通るのかはわかりませんが、少し複合的に考えていただいたほう良いのかなと個人的には見解も含めて申し上げておきます。以上です。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。もし簡単に事業を進めるうえでの基本的な考え方、もし今ご説明できるものがございましたらお願いしたいと思っておりますがいかがでございますでしょうか。

【関口下水道建設課長技術補佐】 お答えいたします。現在ですね、石巻市全域汚水の基本構想を設定してございまして、基本構想の中で公共下水道、浄化槽のすみわけを行ってございます。やはり費用的な比較をいたしましてそのエリア決めをしているところでございます。以上です。

【大坂会長】 今の説明でよろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。他にご質問等ないようですので、この辺でお諮りしたいと思いますがいかがでございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

第 77 号議案石巻広域都市計画下水道の変更について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員の賛成により第 77 号議案は原案の通り承認されました。ありがとうございます。

続きまして第 78 号議案石巻広域都市計画下水道および河北都市計画下水道の変更について事務局より説明をお願いいたします。

【門間下水道建設課長】 下水道建設課門間でございます。また座って説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

第 78 号議案石巻広域都市計画および河北都市計画下水道の変更について説明させていただきます。第 78 号議案石巻広域都市計画および河北計画下水道、石巻市東部流域下水道関連公共下水道

は、北上川下流東部流域下水道の流域関連公共下水道として石巻地区、河北地区ともに平成8年度に事業認可を受け事業に着手し、石巻地区では平成12年4月に、河北地区では平成16年4月に一部供用開始をしております。

また、同じ北上川下流東部処理区でも都市計画の定めがない桃生地区では、平成8年度に事業認可をうけ事業に着手し、平成16年4月に一部供用を開始しております。平成24年度末現在での石巻地区、河北地区、桃生地区を合わせた認可計画面積に対する整備率は約78%となっております。次に議案の構成についてご説明いたします。13ページには今回変更いたします排水区域と理由について記載しております。

次に14ページ、15ページには参考資料を添付しております。

また16ページに総括図、17、18ページには計画図、19ページから21ページには参考といたしまして一般図、計画図、字界図を添付しておりますので併せてご説明させていただきます。

まず13ページをご覧くださいと思います。今回の変更は、2の区域、排水区域の(2)雨水の面積、約892haを約921haに変更し、4番のその他の施設の湊排水ポンプ場の用地面積、約7,100㎡を約4,100㎡に、万石浦排水ポンプ場の位置を石巻市流留字七勺から石巻市塩富町二丁目に変更するものでございます。

また、4 その他の施設に、流留第1排水ポンプ場、場所が石巻市流留字家の前地先、用地面積約1,700㎡、流留第2排水ポンプ場および流留雨水調整池、場所については渡波字鳥ノ巣、同字の中三勺、用地面積は約1,700㎡、渡波排水ポンプ場、場所が石巻市幸町、用地面積が約5,200㎡を追加するものでございます。

14ページの参考の1として、今回の変更を含めた計画決定全体の内容を記載しております。

続きまして15ページの参考2には、都市計画を変更しようとする土地の区域の字名を記載しておりますのでご覧くださいと思います。

次に、16ページの総括図をご覧くださいと思います。今回変更する区域を赤枠により表示しております。

続きまして、17ページ、18ページには計画図として今回変更するポンプ場の計画図を表示しております。

次に、19ページには一般図として今回変更する区域の位置と面積を表示しております。

次に、20ページ、こちらには計画図として今回変更する区域の計画図を表示し、21ページには今回変更する区域の字界図を表示しております。

以上の変更理由についてご説明申し上げます。東日本大震災により被災した地域の復興として、石巻市新渡波地区被災市街地復興土地地区画整理事業および石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地地区画整理事業により、新たな市街地の総合的な整備を行い、今期ならびに石巻市東部流域関連公

共下水道の事業計画の見直しにより、効率的な下水道整備をはかるため都市計画下水道を変更するものでございます。

なお平成 25 年 11 月 26 日から 12 月 9 日までの変更案の縦覧結果については、縦覧者は 2 名ございました。意見書の提出はありませんでした。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

【大坂会長】 ありがとうございます。それでは第 78 号議案について皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。

【寶委員】 最初にアウトラインを教えてくださいと思います。石巻全体の、河北地区、桃生地区があるポンプ場の数と、ランニングコストと言うんですか、1 年間にどのくらいのお金がかかっているのかということお伺いしたいと思います。

【大坂会長】 事務局願います。

【関口下水道建設課長補佐】 下水道建設課関口でございます。既設の排水ポンプ場の数につきましては合計 8 か所ございました。あとランニングコストにつきましてはお調べして後程ご報告させていただきますと思います。今手元に資料を持っておりませんでしたので、恐縮ですがそのようにさせていただきますと思います。

【大坂会長】 ありがとうございます。

【寶委員】 勉強会の時に大体のところ、1 年間に 2000 万円くらいのお金が掛かっているのだとのお話をいただいたんですが、単純に 8 か所だと 2000 万掛ける 8 で 1 億よりたくさんのお金が掛かっているんですね。そしてそのお金は市の税金からずっと払い続けることになるんですね。という質問です。

【大坂会長】 事務局願います。

【関口下水道建設課長補佐】 お答えいたします。勉強会の際にお話しさせていただいたことにつきましては、出来上がっていっぱい数が増えてきた時にどのくらいの費用になると想定しているのかというこの答えとさせていただきます。

既存のポンプ場が 8 か所ございまして、その 8 か所については出力や能力がそれぞれ違いますので、ご質問のお答えをするためには個々にお調べいたしませんとお答えできなかったものですから、後程とお答えをさせていただいたしだいでございます。

【寶委員】 分からないということで、わかりました。

【佐藤克英委員】 今の質問に関連した質問よろしいでしょうか。

【大坂会長】 はい、どうぞ。

【佐藤克英委員】 今の維持費が税金から賄われていますという答えだったんですが、下水道利用料の料金から雨水分のポンプ場の維持費も支払われているのか、あるいは下水道利用料には汚水分の処理費しか含まれていないのか、もしご紹介いただければ願います。

【大坂会長】 はい、事務局お願いいたします。

【宮本建設部次長】 建設部の宮本と申します。よろしく申し上げます。今のご質問なんですけども、下水道、公共下水道というのは、本来は合流式と分流式がございまして、石巻市につきましては汚水と雨水、分流式を選んでおります。

ただし、公共下水道の特別会計というのは汚水と雨水入っております、雨水については、もちろん上から降ってくるものですから公共性があると、汚水についてはそれぞれの人たちのものという考えに基づきまして使用料については汚水量の使用料を取っております。雨水についてはあくまでも先ほども申し上げましたとおり、公共性ということで税金、市の一般財源を投入して特別会計で行っているというような仕組みとなっております。以上です。

【大坂会長】 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

【阿部純孝委員】 排水区域の見直しによって、今回の計画なんですけども、特に 16 ページの新渡波地区の新しい区画整理地内によって、中に調整池も配置されているんですが、既存の追加または変更しようとする各ポンプ場を示しているんですが、特に最近の環境の変化による、いわゆる集中豪雨の関係、あるいは冠水による海と隣接している部分の排水の排除の問題、これらポンプ場がその環境の変化や大震災後の地形の変化にどのように対応して設計されているのかその部分改めて確認したいと思うのですが。

【大坂会長】 事務局お願いいたします。

【関口下水道建設課長補佐】 下水道建設課関口でございます。現在計画を進めておりますのは、確率年が 5 年でございまして、その中で降った雨に対応する施設の整備を考えております。まずはそのレベルまですべてを仕上げたいなというふうに思っております。

今回の計画の中にはゲリラ豪雨というものについては盛り込むことはできませんので、以上でございます。

【大坂会長】 今の説明でよろしいでしょうか。

【阿部純孝委員】 もう少し具体的に設計をして、排水区域の面積やらポンプ場の面積やら、精度的にどのような口径でどのような排水になるのか、毎分何トンとかというのが、イメージが掴めないものですから質問したのですが、繰り返しになりますが、将来的に環境の変化に対応するような、震災後のポンプ場のキャパシティといいますか能力も十分勘案されているのかどうなのか、今の関口課長補佐さんのお話ですとなかなか、ゲリラ豪雨までは対応されてないようなので、具体的にそうこうしているうちに、ポンプ場ができるまでまだ長い年月かかると思うんですが、そうこうしているうちに現地ではなかなか厳しい環境にさらされながらずっと生活していかなくちゃいけないですから、計画は計画として十分カバーできるような計画なのかどうなのかということを確認させていただきたいと思います。

【大坂会長】 お願いします。

【宮本建設部次長】 私の方からご説明させていただきます。ちょっと専門的になりますけども雨水の降雨データといいますか、雨水のポンプ場あるいは水路を設計する際にですね、よくみなさんお馴染みかとは思いますが、時間雨量という言葉、1時間何ミリ降るっていう言葉、よくテレビで聞くと思うのですが、過去20年の測候所のデータを用いて、石巻が、今関口の説明がありました、5年ないし10年間の降雨強度というものを出して時間当たり何ミリに対応する雨水計画というのを立てるわけなんです。

石巻では時間雨量45.6ミリの最大の降雨に対する雨水排水計画を今現在立てているという段階でございます。

また、管渠が長ければ長いほど勾配が必要なものですから、どんどん中に入ってくるわけですね、それで外の海ないし川に吐く際に、どうしても水位差があるものですから、当然ポンプが必要になってくると、そういう計画であります。

実はポンプ数は、既存のポンプ数8か所しかなかったですけども、皆さんご存知の通り、この前の大震災で相当沈下してしまっていて、ご存じのように牡鹿半島で1.2mの沈下、市街地では大体50cmから70cmの沈下があるということで、ほとんど石巻が0メートル地点の所まで沈下しているということなので、ほとんどが強制排水のポンプ場が必要になってくると、ただそのポンプ場の計算につきましては私が説明した通り、時間雨量が45.6ミリに対応する水路ないしはポンプ場の設計をしているので、それに必要な用地が、今、下水道課長が説明したこの図面に載っている場所、それを理解していただければ結構かと思えます。以上です。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。それでは他にありませんでしょうか。

【佐藤克英委員】 1点確認的な質問です。資料の18ページの左側、湊排水ポンプ場の今回敷地面積の変更の計画案がありますが、その敷地面積が変わるだけで排水区域の面積については変わらないという理解でよろしいでしょうか。

質問の趣旨としましてはですね、現在の施設の能力をまず前提をさせていただいて、現在我々旧北上川に計画しています堤防の、堤防からポンプ場の水を抜くための小規模な施設の設計を今年やっている段階でございますので、現在伺っている数字でやっております。もちろん最終的には協議をさせていただきますが、確認のため、排水区、湊排水ポンプ場の排水区については、変更はございませんでしょうかという質問です。

【大坂会長】 はい、よろしく申し上げます。

【関口下水道建設課長補佐】 お答えいたします。今回湊排水ポンプ場につきましては敷地面積のみ、排水区の面積は変更ありません。

【佐藤 克英委員】 能力も変わらないということですか。

【関口下水道建設課長補佐】 はい。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

【寶委員】 1時間当たり 45.6 ミリの雨に対応しているということですが、今作っているポンプ場はもうちょっとひどいものが続くようになったときはバージョンアップをうまくできるような設備になるのでしょうかというのが1点と、それから2点目は、先ほどお伺いした費用についてなんですけども、そのランニングコストを節約するような方法はないのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

自分の頭で考えるのでは、ポンプの先から出る水の所に歯車でも付けて電気を起こせばと考えていたんですが、費用の節約について2つお願いします。

【大坂会長】 事務局よろしいでしょうか。

【関口下水道建設課長補佐】 まずポンプ場のバージョンアップですが、バージョンアップというよりは、我々で考えているポンプ場そのものの力は確保したままで、今度は調整をするという次の段階を考えてまいりたいと思っております。

それとポンプの運転にかかる経費の問題でございますが、もちろん非常に大きい施設でございますから、能力の必要なもの、つまりお金が掛かるということになります。できるだけ効率的な運転、ただし雨が降ったら回さなきゃいけませんので効率的な運転をしながらできるだけ長い期間使うということで、経費を削減するしか現在のところ術がない状況ですが、今後何かあった場合は検討していきたいと思っております。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。

【佐藤哲美委員】 下水処理というか、汚水処理というか、特に費用の問題なんですけども、汚水の方が下水を使っている人から、私も下水使ってますけども、水道の方に払っているんですが、雨水に関して公共的に排水していかなきゃだめだと、ランニングコストがかなり掛かる、雨水処理はさきほど事務局からの説明で雨水の方は利用しないときは減らしているということですが、今回いろいろ変えてやる新しい雨水処理に関しての費用とかっていうのも、これも全部公共的に特別会計でやっていく、要するに市民から出してもらうということはないということですか、その辺よろしくお願いします。

【大坂会長】 事務局の方よろしいでしょうか。

【関口下水道建設課長補佐】 基本的に特別会計内で収まればよろしいですけども、実際には現在かかる経費に関しましては使用料で賄えている状況ではございません。今後不足する部分もございしますので、もちろん雨水の方に関しては料金をいただいていることはございません。

【佐藤哲美委員】 それはこれからもずっとですか。あと仮にポンプに想像以上にランニングコストが上がってきて、特別会計では賄いきれなくなって市民にお願いしますという形になるとこれまた

ちょっと困っちゃうんで。

【関口下水道建設課長補佐】 特別会計そのものですね、雨の運転経費につきましては今後も徴収するといったような形にはたってごさいませんのでよろしく願いいたします。

【大坂会長】 今のご説明でよろしいでしょうか。他にごさいませんか。

【阿部聡史委員】 質問というか教えていただきたいのですが、先ほど寶委員がおっしゃったようにランニングコストで実際それ以上の害が生まれてしまうようなんですけども、それを節約していく、自然エネルギーとして使っていくのだとか、なんかそのあたりの環境的な計画をとというのは今議論されていらっしゃるのかということなんですけど、都市計画課の中でたぶん議論されることではないのでしょうか、復興関係含めたそういう議論というのはされているのか、今後する予定があるのかということをお聞きしたいと思います。

【大坂会長】 はい、事務局の方検討について回答いただければと思います。

【宮本建設部次長】 お答えいたします。ポンプ場に限らずですけども、石巻市では公共施設を設置する際に太陽光発電その他を設置するといった要綱がございまして、今後やっぱり色々な公共施設建てる際に、今おっしゃったような、今のところ自然エネルギーというと太陽光しかございせんけども、それを使うと、まだ都市計画決定、ポンプ場の都市計画決定、位置決定でございまして、今後ポンプ場につきましては基本設計、それから概略設計、それから詳細設計といった段階をふまえて実施という形になりますので、その際に内部ではエネルギーの効率化を見据えたポンプ場の設置ということで議論はしている段階でございまして。以上です。

【大坂会長】 はい、ありがとうございます。今の説明でよろしいでしょうか。

【阿部聡史委員】 復興政策課とかですか。

【宮本建設部次長】 私が最初に全体でご説明した市役所の公共施設を建てる際に、エネルギーについてはそういうこと考えなさいというのは、生活環境部が一応窓口になって対応しているというところでございまして。またポンプの効率化、エネルギー関係につきましては、担当部は建設部ですけども、そちらの内部で今議論しているところでございまして。以上です。

【阿部聡史委員】 ありがとうございます。

【大坂会長】 他にありますでしょうか。

【佐藤哲美委員】 今回の議案に直接関係があるかわからないんですが、汚水処理の方は先ほど事務局の方がおっしゃったんですけども、汚水の方は市民から徴収している使用料では賄いきれない、それは賄いきれていないというのは下水道の管理、石巻市でせつかく敷設しているのに実際に下水を、汚水を処理する施設が行っているにも関わらず下水道を接続しないという家がたくさんあると思うんですよ、そういう人達に対して何らかの手段で公共下水を使うようにとか、それを強制する手段というのはないんですか。その辺ちょっとお願いします。

【大坂会長】 事務局、ご説明をお願いします。

【宮本建設部次長】 お答えいたします。汚水の使用料の関係なんですけども、今おっしゃったように下水道の管を埋めますとですね、次の年に供用開始の区域のなるわけですね。

そうしますと、下水道法では供用開始の区域になりますと3年以内に水洗化しなさいというような法的な接続義務がでてくる訳なんです。

ただ、みんながみんな、多額の費用が掛かるものですから、いろんな事情がある方もおりますので、一応うちの方では普及という形では色々な手を使ってですね、広報を使ったりいろんなことをやって、水洗化してくださいといったようなことはやっております。

誤解があるとまずいのですが、使用料で賄えていないということですが、使用料というのはあくまで受益を被っている人が支払うということなんで、それで本当は100%になれば一番良いんですけども、実は使用料の中身というのは汚水を処理する使用料と下水管の末端環境を整備するっていう2つの費用を本来は賄う必要があるんですけども、それがですね、おっしゃるとおり普及率が上がれば改善するというようなところでございます。ただ、今水洗化率が60%を超えておりますので、そして震災後の水洗化率もどんどん上がっております。ですので、使用料的にはある程度目途がついたというか、大体先が見えてきて、経営的には健全化になってきているというのが今の実態です。

【大坂会長】 ありがとうございます。今の説明でよろしいでしょうか。

【佐藤哲美委員】 下水道の汚水の方ですけども、汚水管の使用していない所が今まであってもそれが強制できない、お金がなくてできないというのは分かるんですけども、今被災して吉野町に住んでるんですけども、吉野町一丁目辺りだと今までコンクリートの蓋とか鉄板の蓋とかあったんですけどもそれがみんな津波で流されて、蓋がですね、そこに住んでいた人がいなくなったりして蓋も出来ない状況になっていて、だからそこは下水処理できるように下水管が来てるのでその下水管を使ってくれれば良いんですが、生活排水が流れてくるといったことがあるので、せっかく下水の施設が来てるので何とかこの際状況が状況ですので、強制するというか、先程事務局の方がおっしゃいました3年以内につけるということなので、なっているにもかかわらずやらなければやらないで済んでいるという状況が納得いかないところがあるので、その辺もうちょっと教えてほしいんですけど。

【大坂会長】 はい、よろしくお願いたします。

【関口下水道建設課長補佐】 今後水洗化の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくどうぞお願いたします。

【大坂会長】 取扱いについても何か規定等ございましたらご説明いただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

【宮本建設部次長】 すいません、何度も私の方から。確かにですね、住んでいる人からすれば下水管入れたんだから早く繋いでくれという筋だと思うんです。とにかく先ほど私が説明した下水道法上では3年以内に汲み取り便所を水洗化に下さいというような義務規定がございます。それに対する罰則規定もある程度はあるんです。

ただ、全国的に水洗化しない人というのはやっぱりなかなか生活的な問題もございますので、何度も言うようにですけども、罰則規定を当てはめるようなところは今のところ自治体ではないというところが実態でございます。うちの担当が言ったようにですね、なるべく復旧が叶うようにですね、うちの方とすれば、例えば水洗化をした時に金額的に100万だったら100万かかるとしたときの利子の補給といった形の利子補給制度とか、あるいは、本来は私道に関しては私道の所有者が本来管を引かなきゃいけないんですけど、私道の助成といった形で市が公費をもって下水管を引くとかですね、いろんな手を使いながらとにかく復旧を促しているというところでご理解いただきたいと思うんですけども、よろしく願いいたします。

【大坂会長】 よろしいでしょうか。

【佐藤哲美委員】 はい、わかりました。なるべく早くお願いします。

【大坂会長】 他にございますでしょうか。

【大沼委員】 雨水の方なんですけど、ポンプ場までの途中の段階で、局所的にゲリラ豪雨などで雨量が増えてしまったときは、その時は近くに応急施設があれば応急処置で地元の方ができるかもしれませんが、そのような何か今まででの経験的にも、地質とかいろんなことを含めて、あるいは地形から考えて、ウイークポイントに対する緊急対応とかもされている設計をされているのか確認です。具体例があればなお理解しやすいと思っております。

【大坂会長】 いかがでしょうか、そこら辺の状況についてもし準備がありましたらお話しいただければと思います。

【宮本建設部次長】 すいません、もう一度ご質問の趣旨をお願いしたいと思っておりますけれども、ちょっと把握できなかったもので。

【大沼委員】 雨水排水をしようということでポンプ場がいろいろ配置されているこの計画そのものの中には、当然これらが全部機能して浸水しないで済むと思うんですけども、そうはいつでも計画の段階ですから、ウイークポイント、地形上の水が溜まりやすい場所とかの予測だとかいくつかがあって結果的にここが選ばれているのかどうかということをお聞きしたかったのです。計画段階で何か参考にしたものがあれば知っておこうかなと思ったんです。

【宮本建設部次長】 今のご質問の答えになるかはわかりませんが、結局大きく見て、下水道の雨水排水というのは川と同じなわけなんですね、大きくみて。川というのはご存じの通り流域を持っていますよね。その流域、高いところから低いところへと自然と流れるというようなことなの

で、下水道も同じなんで雨水も、ある程度地形を考慮して排水区を設定してですね、一番流れ込みになる部分に対して流末を持ってくるというような形でのポンプの配置計画をしていると。

ですからこの配置計画をする段階には、ある程度丹念な測量を行って、その高さとかあるいは既存の水路の方向とかそういうのを鑑みてそういう場所を選んで設置していると、そのような計画をしております。以上です。

【大坂会長】 はい、今のご説明でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

【寶委員】 先ほど佐藤委員がおっしゃったように、普及に努めるということだったんですけども、利子補給制度があつてということですが、今みなさん被災して大変な状況なんだし、あるいは今まで住んでいたところに、元に戻ろうとしている人達が、そういうふう下水道をきちんとさせたいという人がいたときに、特別におまけしてあげるよとか、2年間だけおまけして普及できるようにするとかというようないろいろな大胆な計画とかないんですか。

【大坂会長】 はい、よろしくをお願いします。

【笹野副市長】 手短にご説明いたしますけれども、まさに危険区域の外、ようは住める場所に住宅再建される方に関しては、下水というかご自宅の再建のためにですね、利子補給代として300万とか100万とかですね、そういった形でこれは思い切ったことをしてですね、市長がさんざん国に要望して319億の財源をご用意しております。

それをもってしてですね、何とか再建していただく、自宅をずっと住まわれる再建の中でそういったこともやらせていただいておりますので、我々としては国にない制度を勝ち取って今回こういうことを、財源がある限り出していきたいと思っております。

【大坂会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

【佐藤哲美委員】 今、副市長さんがおっしゃっていただいたんですけども、こういう話をですね、下水を設置しない人のところに行って、それを直接言ってほしいですね。そうすれば、役所が言えはいくらか腰を上げると思うんですけど、我々が言っても聞かないわけですから、やらないと言って、やっぱりその辺も役所で責任を持って、こういった施設を作っていくんだからやってもらわないと困ると、今回はこういった特別な援助をするのでそれを使ってやってくれませんかという形で、役所の方が行けば言うことを聞いてやる人も出てくると思うんですけども。けっこういると思うんですよ、そういう人っていうのは。もちろん汚水とかその辺の話ならとんでもない話ですけど、生活排水が流れてくるので、そこらへん雨水が、実際来て見てもらえばわかるんですけど、雨水だけ流している側溝と、生活排水を直接そこへ流していると思うんですよ、はっきり言って汚さがまるっきり違うんですよ。

その辺の所が、それでなくても石巻は被災したところは雑草が生えている中、瓦礫がまだ外観が

残った形で、そういったところに汚水が溜まっていってるとするのは、ちょっとあまりにもそこに住んでいる市民のやる気を削ぐというか、それはやっぱり自分も生活している人に責任を持って最低限やってもらうというか、そういう費用の援助もあるのであれば役所の人が行って言ってもらいたいと、これは要望ですけれども、聞いていただければ僕はうれしいんですけど。よろしくお願ひします。

【大坂会長】 住民の方々色々お悩みがあるようですけれども。はい、よろしくお願ひいたします。

【土井建設部長】 建設部長の土井と申します。ただいまのお話につきましては、今後これらもですね、普及促進活動を進める上でより丁寧な説明をもってですね、普及にあたっていただくように説明をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【大坂会長】 はい、他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこの辺でお諮りしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、2名の委員が欠席されておりますけれども、第78号議案石巻広域都市計画下水道及び河北都市計画下水道の変更につきまして、賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数により第78号議案につきましては原案の通り承認されました。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

以上で本日すべての議題の審議が終了いたしました。ご協力ありがとうございました。委員の皆様から何かございましたら、お出しいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは最後に事務局から何かございましたらお願ひいたします。

【今野都市計画課長】 事務局から特にございませぬ。

【大坂会長】 わかりました。それでは長時間にわたりましてどうもありがとうございました。これで審議会を終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。またよろしくお願ひいたします。

午後3時40分終了